

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	「3. 中心市街地の活性化の目標」（P 68～82）に記載
	認定の手続	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」（P 137～145）に記載
	中心市街地の位置及び区域に 関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」（P 60～67）に記載
	4から8までの事業及び措置の 総合的かつ一体的推進に関する 基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」（P 137～145）に記載
	中心市街地における都市機能 の集積の促進を図るための措 置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積 の促進を図るための措置に関する事項」（P 146～150）に記載
	その他中心市街地の活性化に 関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために 必要な事項」（P 151～152）に記載
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められること	目標を達成するために必要な 4から8までの事業等が記載さ れていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事 業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供 する施設の整備その他の市街地の整備改善 のための事業に関する事項」～「8. 4か ら7までに掲げる事業及び措置と一体的に 推進する事業に関する事項」（P 83～135） に記載
	基本計画の実施が設定目標の 達成に相当程度寄与するもの であることが合理的に説明さ れていること	事業等ごとに掲載した「目標達成のための 位置付け及び必要性」（P 84～135）に記載
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されている か、又は、特定される見込み が高いこと	事業等ごとに掲載した「実施主体」（P 84～135）に記載
	事業の実施スケジュールが明 確であること	事業等ごとに掲載した「実施時期」（P 84～135）に記載